

総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン
2023（令和5）年4月版からの主な改正内容

改正内容	改正理由
軽微な修正	<ul style="list-style-type: none">・より分かりやすいものとするための変更・追記・相談窓口に問合せのある事項を反映・時点の修正 等

主な改正内容の詳細は次ページ以降参照

総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン新旧対照表（主な更新箇所）

頁	新規定	旧規定
表紙	2024(令和6)年4月	2023(令和5)年4月
19	<p>図2-1-5 超過削減量の考え方</p> <p>超過削減量の考え方</p> <p>「各年度の基準排出量に各年度の削減義務率を乗じた量を合計した量」を超過した削減量を発行可能</p> <p>1年経過(2年度目) $10,000t \times 27\% = 2,700t$</p> <p>2年経過(3年度目) $(10,000t \times 27\%) + (10,000t \times 27\%) = 5,400t$</p> <p>削減量 2,500t</p> <p>1年度目(2023年度)の実績報告 7,500t</p> <p>削減量 2,500t 3,000t</p> <p>1年度目の実績 7,500t 2年度目の実績 7,000t</p> <p>削減量の累計5,500tのうち、5,400tを超過した100tについては発行し、取引に利用できる。</p> <p>削減義務量を削減計画期間の各年度に案分した量</p> <p>5,000t発行可能 $(300+300+2,300+2,300-200)$</p> <p>10,000 t</p> <p>2,700t</p> <p>発行可能量</p> <p>基準排出量の1/25(5,000t)</p> <p>7,500 t 7,000 t 7,000 t 4,500 t 4,000 t</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 の排出量</p>	<p>図2-1-5 超過削減量の考え方</p> <p>超過削減量の考え方</p> <p>「各年度の基準排出量に各年度の削減義務率を乗じた量を合計した量」を超過した削減量を発行可能</p> <p>1年経過(2年度目) $10,000t \times 27\% = 2,700t$</p> <p>2年経過(3年度目) $(10,000t \times 27\%) + (10,000t \times 27\%) = 5,400t$</p> <p>削減量 2,500t</p> <p>1年度目(2020年度)の実績報告 8,500t</p> <p>削減量 2,500t 3,000t</p> <p>1年度目の実績 8,500t 2年度目の実績 7,500t</p> <p>削減量の累計5,500tのうち、5,400tを超過した100tについては発行し、取引に利用できる。</p> <p>削減義務量を削減計画期間の各年度に案分した量</p> <p>8,500t発行可能 $(2,300+1,300+300+2,300+2,300)$</p> <p>10,000 トン</p> <p>2,700トン</p> <p>発行可能量</p> <p>基準排出量の1/25(5,000トン)</p> <p>4,000 トン 6,000 トン 7,000 トン 4,500 トン 4,000 トン</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 の排出量</p>

27	<p>(6) その他ガス削減量 (省略)</p> <p>● その他ガス削減量の利用可能期間 第 n 計画期間の削減量 第 n 計画期間及び第 n+1 計画期間の削減義務の履行に利用可能 (削減量が創出された事業所の削減義務履行にのみ利用可能)</p>	<p>(6) その他ガス削減量 (省略) 新規</p>																																																
45	<p>ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="259 568 1153 1150"> <thead> <tr> <th>ユーザIDの種類</th> <th>ユーザIDを持っている人</th> <th>利用可能な機能</th> <th>ユーザIDの通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 指定管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)</td> <td>指定管理口座の口座名義人</td> <td>・削減義務履行状況の参照 ・口座情報の参照 ・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座の取引履歴の参照 等</td> <td>通知書 (郵送)</td> </tr> <tr> <td>② 一般管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)</td> <td>一般管理口座の口座名義人</td> <td>・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座情報の参照 ・口座の取引履歴の参照 ・クレジット振替の移転実行 ・見積受付情報の登録・変更 ・見積受付登録事業者照会 等</td> <td>通知書 (郵送)</td> </tr> <tr> <td>③ 指定管理口座の連絡先担当者用ユーザID</td> <td>指定管理口座の連絡先担当者</td> <td>・メッセージ交換機能の利用</td> <td>電子メール</td> </tr> <tr> <td>④ 一般管理口座の連絡先担当者用ユーザID</td> <td>一般管理口座の連絡先担当者</td> <td>・メッセージ交換機能の利用</td> <td>電子メール</td> </tr> <tr> <td>⑤ 事業所連絡先担当者用ユーザID</td> <td>事業所の連絡先担当者</td> <td>・メッセージ交換機能の利用 ・「地球温暖化対策計画書」等ダウンロード機能の利用 ・オンライン提出機能の利用</td> <td>電子メール</td> </tr> </tbody> </table>	ユーザIDの種類	ユーザIDを持っている人	利用可能な機能	ユーザIDの通知方法	① 指定管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	指定管理口座の口座名義人	・削減義務履行状況の参照 ・口座情報の参照 ・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座の取引履歴の参照 等	通知書 (郵送)	② 一般管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	一般管理口座の口座名義人	・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座情報の参照 ・口座の取引履歴の参照 ・クレジット振替の移転実行 ・見積受付情報の登録・変更 ・見積受付登録事業者照会 等	通知書 (郵送)	③ 指定管理口座の連絡先担当者用ユーザID	指定管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	電子メール	④ 一般管理口座の連絡先担当者用ユーザID	一般管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	電子メール	⑤ 事業所連絡先担当者用ユーザID	事業所の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用 ・「地球温暖化対策計画書」等ダウンロード機能の利用 ・ オンライン提出機能の利用	電子メール	<p>ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="1178 568 2074 1150"> <thead> <tr> <th>ユーザIDの種類</th> <th>ユーザIDを持っている人</th> <th>利用可能な機能</th> <th>ユーザIDの通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 指定管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)</td> <td>指定管理口座の口座名義人</td> <td>・削減義務履行状況の参照 ・口座情報の参照 ・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座の取引履歴の参照 等</td> <td>通知書 (郵送)</td> </tr> <tr> <td>② 一般管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)</td> <td>一般管理口座の口座名義人</td> <td>・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座情報の参照 ・口座の取引履歴の参照 ・クレジット振替の移転実行 ・見積受付情報の登録・変更 ・見積受付登録事業者照会 等</td> <td>通知書 (郵送)</td> </tr> <tr> <td>③ 指定管理口座の連絡先担当者用ユーザID</td> <td>指定管理口座の連絡先担当者</td> <td>・メッセージ交換機能の利用</td> <td>電子メール</td> </tr> <tr> <td>④ 一般管理口座の連絡先担当者用ユーザID</td> <td>一般管理口座の連絡先担当者</td> <td>・メッセージ交換機能の利用</td> <td>電子メール</td> </tr> <tr> <td>⑤ 事業所連絡先担当者用ユーザID</td> <td>事業所の連絡先担当者</td> <td>・メッセージ交換機能の利用 ・過年度の「地球温暖化対策計画書」等ダウンロード機能の利用</td> <td>電子メール</td> </tr> </tbody> </table>	ユーザIDの種類	ユーザIDを持っている人	利用可能な機能	ユーザIDの通知方法	① 指定管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	指定管理口座の口座名義人	・削減義務履行状況の参照 ・口座情報の参照 ・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座の取引履歴の参照 等	通知書 (郵送)	② 一般管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	一般管理口座の口座名義人	・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座情報の参照 ・口座の取引履歴の参照 ・クレジット振替の移転実行 ・見積受付情報の登録・変更 ・見積受付登録事業者照会 等	通知書 (郵送)	③ 指定管理口座の連絡先担当者用ユーザID	指定管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	電子メール	④ 一般管理口座の連絡先担当者用ユーザID	一般管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	電子メール	⑤ 事業所連絡先担当者用ユーザID	事業所の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用 ・過年度の「地球温暖化対策計画書」等ダウンロード機能の利用	電子メール
ユーザIDの種類	ユーザIDを持っている人	利用可能な機能	ユーザIDの通知方法																																															
① 指定管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	指定管理口座の口座名義人	・削減義務履行状況の参照 ・口座情報の参照 ・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座の取引履歴の参照 等	通知書 (郵送)																																															
② 一般管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	一般管理口座の口座名義人	・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座情報の参照 ・口座の取引履歴の参照 ・クレジット振替の移転実行 ・見積受付情報の登録・変更 ・見積受付登録事業者照会 等	通知書 (郵送)																																															
③ 指定管理口座の連絡先担当者用ユーザID	指定管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	電子メール																																															
④ 一般管理口座の連絡先担当者用ユーザID	一般管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	電子メール																																															
⑤ 事業所連絡先担当者用ユーザID	事業所の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用 ・「地球温暖化対策計画書」等ダウンロード機能の利用 ・ オンライン提出機能の利用	電子メール																																															
ユーザIDの種類	ユーザIDを持っている人	利用可能な機能	ユーザIDの通知方法																																															
① 指定管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	指定管理口座の口座名義人	・削減義務履行状況の参照 ・口座情報の参照 ・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座の取引履歴の参照 等	通知書 (郵送)																																															
② 一般管理口座の口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	一般管理口座の口座名義人	・口座の保有クレジット残高の参照 ・口座情報の参照 ・口座の取引履歴の参照 ・クレジット振替の移転実行 ・見積受付情報の登録・変更 ・見積受付登録事業者照会 等	通知書 (郵送)																																															
③ 指定管理口座の連絡先担当者用ユーザID	指定管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	電子メール																																															
④ 一般管理口座の連絡先担当者用ユーザID	一般管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	電子メール																																															
⑤ 事業所連絡先担当者用ユーザID	事業所の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用 ・過年度の「地球温暖化対策計画書」等ダウンロード機能の利用	電子メール																																															
57	<p>※ 3 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="259 1254 1153 1426"> <thead> <tr> <th>書類の種類</th> <th>提出者</th> <th>添付の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑証明書</td> <td>全員※</td> <td><u>印鑑証明書（原本）を添付</u></td> </tr> </tbody> </table>	書類の種類	提出者	添付の内容	印鑑証明書	全員※	<u>印鑑証明書（原本）を添付</u>	<p>※ 3 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="1178 1254 2074 1426"> <thead> <tr> <th>書類の種類</th> <th>提出者</th> <th>添付の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑証明書</td> <td>全員※</td> <td>① 排出量取引に係る申請又は届出を<u>初めて</u>行う場合 印鑑証明書（原本）を添付</td> </tr> </tbody> </table>	書類の種類	提出者	添付の内容	印鑑証明書	全員※	① 排出量取引に係る申請又は届出を <u>初めて</u> 行う場合 印鑑証明書（原本）を添付																																				
書類の種類	提出者	添付の内容																																																
印鑑証明書	全員※	<u>印鑑証明書（原本）を添付</u>																																																
書類の種類	提出者	添付の内容																																																
印鑑証明書	全員※	① 排出量取引に係る申請又は届出を <u>初めて</u> 行う場合 印鑑証明書（原本）を添付																																																

		<p><u>ただし、これまで排出量取引等に係る申請又は届出時に印鑑証明書を提出しており、かつ、その記載内容に変更がない場合は、発行日から6か月以内の原本のコピーの提出でもよい。</u></p>			<p>② 排出量取引に係る申請又は届出が<u>2回目以降の場合</u> 印鑑証明書（<u>コピー可</u>）を添付する。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更があった場合は、<u>最新の内容を反映した印鑑証明書（原本）</u>を添付すること</p> <p>③ 地球温暖化対策事業所に関連した各種申請又は届出の際に提出した印鑑証明書が最新のものでない場合 印鑑証明書（<u>原本</u>）を添付する。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書（<u>原本</u>）を添付すること。</p>
	住民票 個人の印鑑証明書で申請者の氏名及び住所が確認できない者	<p>① 排出量取引に係る申請又は届出を<u>初めて行う場合</u> 当該申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付</p> <p>② 排出量取引に係る申請又は届出が<u>2回目以降の場合</u> 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がないときは添付しないことができる。</p>		住民票 個人の印鑑証明書で申請者の氏名及び住所が確認できない者	<p>① 排出量取引に係る申請又は届出を<u>初めて行う場合</u> 当該申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付</p> <p>② 排出量取引に係る申請又は届出が<u>2回目以降の場合</u> 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がないときは添付しないことができる。</p>
61	※5 <u>口座開設など排出量取引に係る申請若しくは届出の際、又は、地球温暖化対策事業所に関連した各種申請若しくは届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。</u>		※5 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際、印鑑証明書（ <u>コピー可</u> ）を添付する。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更があった場合は、 <u>最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）</u> を添付すること。既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。		
62	③ 変更状況の確認 ⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」40～42 ページ		③ 変更状況の確認 ⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」40～46 ページ		

74	表 2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）			表 2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）			
	クレジット等	超過削減量		その他ガス削減量	クレジット等	超過削減量	
発行方法	職権による発行	申請による発行	申請による発行	発行方法	職権による発行	申請による発行	申請による発行
発行申請できる者		指定管理口座の口座名義人（口座管理者を設置している場合は口座管理者も可）	超過削減量に同じ	発行申請できる者		指定管理口座の口座名義人（口座管理者を設置している場合は口座管理者も可）	超過削減量に同じ
発行及び申請期限	削減義務期間を通算して、最終的に発行可能な量が確定した段階で、自動的に発行が行われる。	削減義務期間の途中で発行可能な量がある場合は、任意に発行申請を行うことも可能である。この場合、地球的に発行が行われる。温暖化対策計画書提出期限の11月末日から当該年度の地球温暖化対策計画書の審査終了までは申請を行うことはできない。また、指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出後から削減義務期間及び削減義務量変更通知書の受領までは、発行申請を行うことはできない。	認定された削減量の創出された削減計画期間の翌計画期間の整理期間末まで（認定された削減量の創出された削減計画期間の義務に充当する場合は、当該計画期間の整理期間末まで） <u>ただし、東京都の標準処理期間及び削減量の利用可能期間を考慮し、余裕を持って申請すること。</u>	発行及び申請期限	削減義務期間を通算して、最終的に発行可能な量が確定した段階で、自動的に発行が行われる。	削減義務期間の途中で発行可能な量がある場合は、任意に発行申請を行うことも可能である。この場合、地球的に発行が行われる。温暖化対策計画書提出期限の11月末日から当該年度の地球温暖化対策計画書の審査終了までは申請を行うことはできない。また、指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出後から削減義務期間及び削減義務量変更通知書の受領までは、発行申請を行うことはできない。	認定された削減量の創出された削減計画期間の翌計画期間の整理期間末まで（認定された削減量の創出された削減計画期間の義務に充当する場合は、当該計画期間の整理期間末まで） <u>ただし、東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。</u>
発行可能量	削減した量（年度ごとに基準排出量の2分の1を上限とする。）のうち削減義務按分量を超えた量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）		認定されたその他ガス削減量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）	発行可能量	削減した量（年度ごとに基準排出量の2分の1を上限とする。）のうち削減義務按分量を超えた量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）		認定されたその他ガス削減量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）

	東京都の標準処理期間		振替可能削減量等発行等申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内	超過削減量と同じ		東京都の標準処理期間		振替可能削減量等発行等申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内	超過削減量と同じ
	必要書類		<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書 振替可能削減量等の発行に係る情報の公表について(別紙)※1 	<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書 振替可能削減量等の発行に係る情報の公表について(別紙)※1 その他ガス削減量承認通知書 		必要書類		<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書 振替可能削減量等の発行に係る情報の公表について(別紙)※1 	<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書 振替可能削減量等の発行に係る情報の公表について(別紙)※1 その他ガス削減量承認通知書
	手数料	無料		無料		手数料	無料		無料
※1 東京都環境局ホームページの「排出量取引の実績等」への公表を希望する場合に提出すること。 <u>別紙の提出がない場合は、公表しない(遡及した対応も行わないので留意すること)。</u>					※1 東京都環境局ホームページの「排出量取引の実績等」への公表を希望する場合に提出すること。別紙に記載がない場合は、公表しない。				

75	表2-3-12 クレジットの発行に係る諸規定(一般管理口座への発行)		表2-3-12 クレジットの発行に係る諸規定(一般管理口座への発行)																
	クレジット	都内中小クレジット/再エネクレジット/都外クレジット	クレジット	都内中小クレジット/再エネクレジット/都外クレジット															
	発行申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理口座の口座名義人 設備更新権限を有する者又は同意を受けた者 	発行申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理口座の口座名義人 設備更新権限を有する者又は同意を受けた者 															
	申請期限	<p>認定された削減量を義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間末まで</p> <p><u>ただし、東京都の標準処理期間及びクレジットの有効期間を考慮し、余裕を持って申請すること。</u></p>	申請期限	<p>認定された削減量を義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間末まで</p> <p>ただし、東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。</p>															
	発行可能量	認定された削減量以下の量(複数回に分けて発行申請を行うことが可能)	発行可能量	認定された削減量以下の量(複数回に分けて発行申請を行うことが可能)															
	東京都の標準処理期間	振替可能削減量等発行等申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内	東京都の標準処理期間	振替可能削減量等発行等申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内															
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書^{*1} 各種認定若しくは認証通知書 <table border="1"> <tr> <td>都内中小クレジット</td> <td>都内中小クレジット削減量認定通知書</td> </tr> <tr> <td>再エネクレジット (環境価値換 算量)</td> <td>再生可能エネルギー電力量認 証通知書</td> </tr> <tr> <td>再エネクレジット (その他削減量)</td> <td>その他削減量に係る電力量等 の認証通知書</td> </tr> <tr> <td>都外クレジット</td> <td>都外クレジット削減量認定通 知書</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について(別紙)^{*2} 	都内中小クレジット	都内中小クレジット削減量認定通知書	再エネクレジット (環境価値換 算量)	再生可能エネルギー電力量認 証通知書	再エネクレジット (その他削減量)	その他削減量に係る電力量等 の認証通知書	都外クレジット	都外クレジット削減量認定通 知書	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書^{*1} 各種認定若しくは認証通知書 <table border="1"> <tr> <td>都内中小クレジット</td> <td>都内中小クレジット削減量認 定通知書</td> </tr> <tr> <td>再エネクレジット (環境価値換 算量)</td> <td>再生可能エネルギー電力量認 証通知書</td> </tr> <tr> <td>再エネクレジット (その他削減量)</td> <td>その他削減量に係る電力量等 の認証通知書</td> </tr> <tr> <td>都外クレジット</td> <td>都外クレジット削減量認定通 知書</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について(別紙)^{*2} 	都内中小クレジット	都内中小クレジット削減量認 定通知書	再エネクレジット (環境価値換 算量)	再生可能エネルギー電力量認 証通知書	再エネクレジット (その他削減量)	その他削減量に係る電力量等 の認証通知書	都外クレジット
都内中小クレジット	都内中小クレジット削減量認定通知書																		
再エネクレジット (環境価値換 算量)	再生可能エネルギー電力量認 証通知書																		
再エネクレジット (その他削減量)	その他削減量に係る電力量等 の認証通知書																		
都外クレジット	都外クレジット削減量認定通 知書																		
都内中小クレジット	都内中小クレジット削減量認 定通知書																		
再エネクレジット (環境価値換 算量)	再生可能エネルギー電力量認 証通知書																		
再エネクレジット (その他削減量)	その他削減量に係る電力量等 の認証通知書																		
都外クレジット	都外クレジット削減量認定通 知書																		
手数料	無料	手数料	無料																

<p>注意事項</p>	<p>発行によって本制度で使用できるクレジット等が口座に記録され、生じた口座名義人に所有権があるものとなる。このため、発行先の一般管理口座の口座名義人と振替可能削減等発行等申請書の申請者等が同一であることが望ましいが、差異がある場合は確認を行う。</p>	<p>注意事項</p>	<p>発行によって本制度で使用できるクレジット等が口座に記録され、生じた口座名義人に所有権があるものとなる。このため、発行先の一般管理口座の口座名義人と振替可能削減等発行等申請書の申請者等が同一であることが望ましいが、差異がある場合は確認を行う。</p>
<p>※1 2021（令和3）年3月の規則改正に伴い、振替可能削減等発行等申請書における申請者等の代表者印の押印は不要となった。</p> <p>※2 東京都環境局ホームページの「排出量取引の実績等」への公表を希望する場合に提出すること。<u>別紙の提出がない場合は</u>、公表しない（遡及した対応も行わないので留意すること）。</p>		<p>※1 2021（令和3）年3月の規則改正に伴い、振替可能削減等発行等申請書における申請者等の代表者印の押印は不要となった。</p> <p>※2 東京都環境局ホームページの「排出量取引の実績等」への公表を希望する場合に提出すること。別紙に記載がない場合は、公表しない（遡及した対応も行わないので留意すること）。</p>	